

## 『演者の利益相反自己申告基準』

企業以外の団体に所属する演者（筆頭演者、共同演者問わず）の方は、利益相反の有無につきまして申告をお願いいたします。

以下のいずれにも該当しない場合は「利益相反無し」として明示してください。

以下の項目のいずれかに該当する場合は「利益相反あり」として、その内容を明示してください。

	金 額 (1 年間)
役員・顧問職 寄付講座所属	100 万円以上
株式	利益 100 万円以上/ 全株式の 5%以上
特許権使用料	100 万円以上
講演料など	50 万円以上
原稿料	50 万円以上
研究費/ 奨学寄付金	200 万円以上
その他報酬	5 万円以上